

千葉県情報公開推進会議の活動実績について

(平成17年7月7日～平成19年7月6日まで)

1 会議(全体会)開催の状況

情報公開推進会議では、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等からの苦情の処理結果の報告などを行っている。

(1)平成17年度第1回会議(7月29日)では、委嘱状の交付後、苦情処理調査部会設置の議決、部会の委員の指名等が行われた。

(2)第2回会議(11月15日)では、傍聴要領の説明の後、苦情処理調査部会が処理した5件の苦情処理結果の報告、平成16年度における情報公開制度の運用状況等の報告がそれぞれ行われた。

また、委員からは、請求件数等の公表について、請求内容を加味した公表及び開示請求書に受付番号を付することを検討すべきとの意見があり、これらについて今後検討していくこととされた。

(3)平成18年度第1回会議(5月16日)は、苦情処理結果等の報告の後、前回の会議で意見のあった「請求件数等の公表方法について」検討され、従来、行っていた「請求及び申出件数の多い順の請求者の順位及び件数」の公表をしないこととし、実施機関別の請求件数を公表することとした。

また、開示請求書の受付番号については、平成19年度の施行に向けて作業を進めることとされた。

(4)第2回会議(11月17日)では、苦情処理結果等の報告、支障事案の報告、年次報告書の説明などが行われ、支障事案については、文書特定困難な開示請求の事案について、実施機関から報告があった。

(5)平成19年度第1回会議(5月17日)は、苦情処理結果等の報告の後、開示請求書における受付番号の取得、支障事案への対応策、事務取扱要綱等の改正等及び、第一期推進会議の活動実績に関する報告が行われた。

2 主な検討内容

(1)請求件数等の公表方法について

<概要>

情報公開条例第31条の規定により、毎年5月末、以下の項目について県報に登載しているが、このうち「請求及び申出件数の多い順の請求者の順位及び件数」の公表については、請求内容を加味した公表を検討すべきとの意見があり検討した。

従来からの公表項目

- ・ 請求及び申出に係る件数及び処理状況
- ・ 請求及び申出の実施機関別内訳
- ・ 請求者及び申出者の実人数
- ・ 請求及び申出件数の多い順の請求者の順位及び件数
- ・ 不服申立ての件数及び処理状況

< 検討結果 >

「請求及び申出件数の多い順の請求者の順位及び件数」については、本県における行政文書開示等の実施状況を広く県民に明らかにし、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることが重要であり公表してきたが、ここ数年、少数の者による大量請求という特異な状況は、その傾向が薄れてきていることから、今後は実施機関別の請求件数（各部上位3課）を公表し、これまで以上に具体的な請求の傾向を県民に示していくこととした。

平成18年5月30日県報掲載分から実施した。

(2) 開示請求書の受付番号について

< 概要 >

請求者の利便に資する等の観点から、開示請求書を収受する際に受付番号を付することにしてはどうかという意見があり検討した。

< 検討結果 >

請求者からの問合せに対し、迅速に請求書を特定し対応することができること、請求者名や請求内容等名指しで呼称するおそれがなくなり適切な情報管理に寄与することなどの効果が期待され、県民の視点に立った行政サービス、他県の実施状況等を勘案し、本県においても開示請求書を収受する際に受付番号を付することとした。

行政文書開示請求管理システムの改修及び「知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」を改正し、平成19年4月1日から施行した。

(3) 支障事案について

< 概要 >

実施機関から、情報公開制度の円滑な運営に支障があると考えられる事案について、情報公開推進会議に報告されたため、その対応策を検討した。

事案は、開示請求書の内容に確認できない事実（「事務処理が違法であることがわかる一切の書類」等、請求者の主観に基づく事実）を前提とした表現のある開示請求である。実施機関では文書の特定ができないため、やむを得ず、その事実があった場合に存在する可能性がある文書を仮定し、「その文書は保有していないので不存在」を理由とする不開示決定を行っている。

また、その決定の多くに異議申立てがなされ、実施機関においては、対応に苦慮しているというものである。

会議では、文書特定困難を理由に実施機関が開示請求を却下することは、一般論としては却下濫用の危険があるとの指摘がされる一方で、本件に関しては、やむを得ないとの意見が出された。

< 検討結果 >

実施機関では、

報告されたような事案については、情報公開条例第7条第1項第4号の「行政文書を特定するに足りる事項」が記載されていないことを理由に、請求を却下する。

権利濫用及び文書不特定と判断される開示請求に対する却下に係る不服申立てがあ

った場合、実施機関は情報公開審査会に意見照会を行い、回答を得てから決定又は裁決を行う。

意見照会の審査は、諮問の審査より簡易な手続とする。

などとする対応策を実施することとした。

「千葉県情報公開条例解釈運用基準」等を改正し、平成19年4月1日から施行した。

3 苦情処理の状況

苦情処理制度は、情報公開推進委員会の提言で、「本県の情報公開制度の円滑な運用の阻害要因となっている大量の異議申立ての堆積等の問題は、制度的な問題よりも開示請求事案の処理における運用面での対応や、窓口対応における開示請求者と実施機関との意思疎通の不足等からトラブルに発展した結果と見ることもできる。」との指摘を受けたことなどから設けられたものである。

苦情処理については、開示請求をし、又はしようとするものから、実施機関の窓口対応などの情報公開に係る事務について、情報公開推進会議が、苦情を受けることとしている。

苦情の調査については、推進会議の委員の中から法律的知識及び紛争処理に係る専門的知識を有する3名の委員で構成される「苦情処理調査部会」が担当し、検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題があったと認めるときは、実施機関等に対し、問題点を指摘し、是正に関する意見を通知することとしている。

また、苦情処理結果については、申出人に通知するとともに、情報公開推進会議（全体会）に報告することとしている。

平成17年度の苦情の申出は20件（処理済20件）、平成18年度については、12件（処理済12件）、平成19年度は、7月31日現在4件の申出があり、うち2件について、5月7日及び7月5日にそれぞれ処理結果を通知済みであり、残り2件については処理中である。

平成17年度の苦情処理調査結果としては、

- ア 実施機関に是正を求めた事案（4件）
- イ 実施機関の対応に不適切な点がなかった事案（7件）
- ウ 行政不服審査法など他制度により処理されるべき事案（9件）

平成18年度については、

- ア 実施機関に是正を求めた事案（1件）
- イ 実施機関の対応に不適切な点がなかった事案（9件）
- ウ 行政不服審査法など他制度により処理されるべき事案（2件）

平成19年度については、

- ア 実施機関に是正を求めた事案（1件）
- イ 行政不服審査法など他制度により処理されるべき事案（1件）

などとなっている。

処理済みの苦情処理調査事案34件のうち、開示請求者名の流出、開示決定の遅延など実施機関に是正を求めた事案6件については、それぞれ事務処理の適正かつ迅速な事務処理の周知徹底を図り、再発防止に努めている。